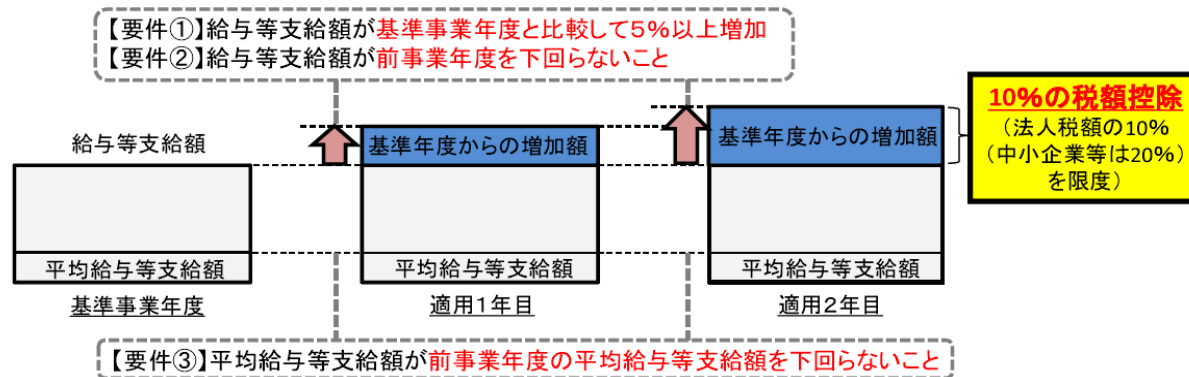


所得拡大促進税制

【2013税法改正】

青色申告書を提出する法人が  
国内雇用者に対する給与等支給額が一定額を上回る場合、雇用者給与等支給増加額に対して税額控除が適用できる制度。

- ① 「当期の雇用者給与等支給増加額」/「基準雇用者給与等支給額」≥ 5%      給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ② 「当期の雇用者給与等支給額」≥「前期の雇用者給与等支給額」      給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 「当期の平均給与等支給額」≥「前期の平均給与等支給額」      平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと



中小企業庁平成25年度税制改正パンフレットより

国内雇用者とは、役員、特殊関係者等を除く使用人のうち国内に勤務する雇用者をいう。  
雇用者給与等支給額とは、各事業年度で損金算入される国内雇用者等に対する給与等の支給額をいう。  
基準事業年度とは、25年4月1日以後開始事業年度のうち、最も古い事業年度の前年度をいう。  
基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度の雇用者給与等支給額をいう。  
平均給与等支給額については、現在のところ検討中。  
雇用者給与等支給増加額とは、「当期の雇用者給与等支給額」-「基準雇用者給与等支給額」をいう。

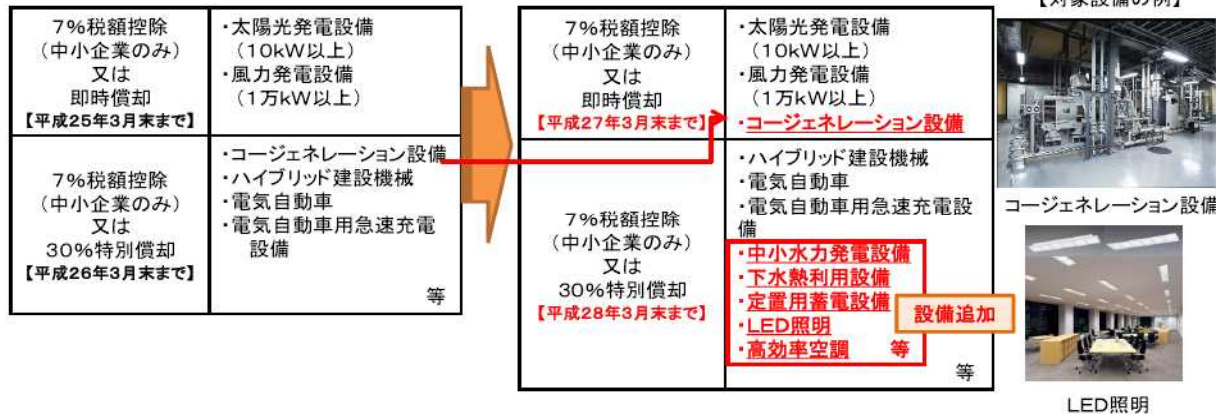
税額控除額	雇用者給与等支給増加額×10%	ただし、控除限度額は法人税額×20%
-------	-----------------	--------------------

ただし、適用時期は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、3年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
3月決算企業は、この期間の3期のみ。													
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015

- 再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進に向けて以下の税制措置を講ずる。
  - ① 太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限を延長するとともに、その対象設備の範囲に、コージェネレーション設備を追加する。【適用期間：2年間（平成26年度末まで）】
  - ② 中小水力発電設備、定置用蓄電設備、省エネ設備（LED照明、高効率空調等）等を30%特別償却（中小企業は7%税額控除）の対象に追加する。【適用期間：平成27年度末まで】
- コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する。【適用期間：2年間（平成26年度末まで）】

**改正概要**  
(グリーン投資減税)



即時償却の適用時期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、2年間だけ。  
特別償却の適用時期は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、3年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
				<b>3月決算企業は、この期間の2期または3期のみ。</b>									
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015
28年 2016	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 2016

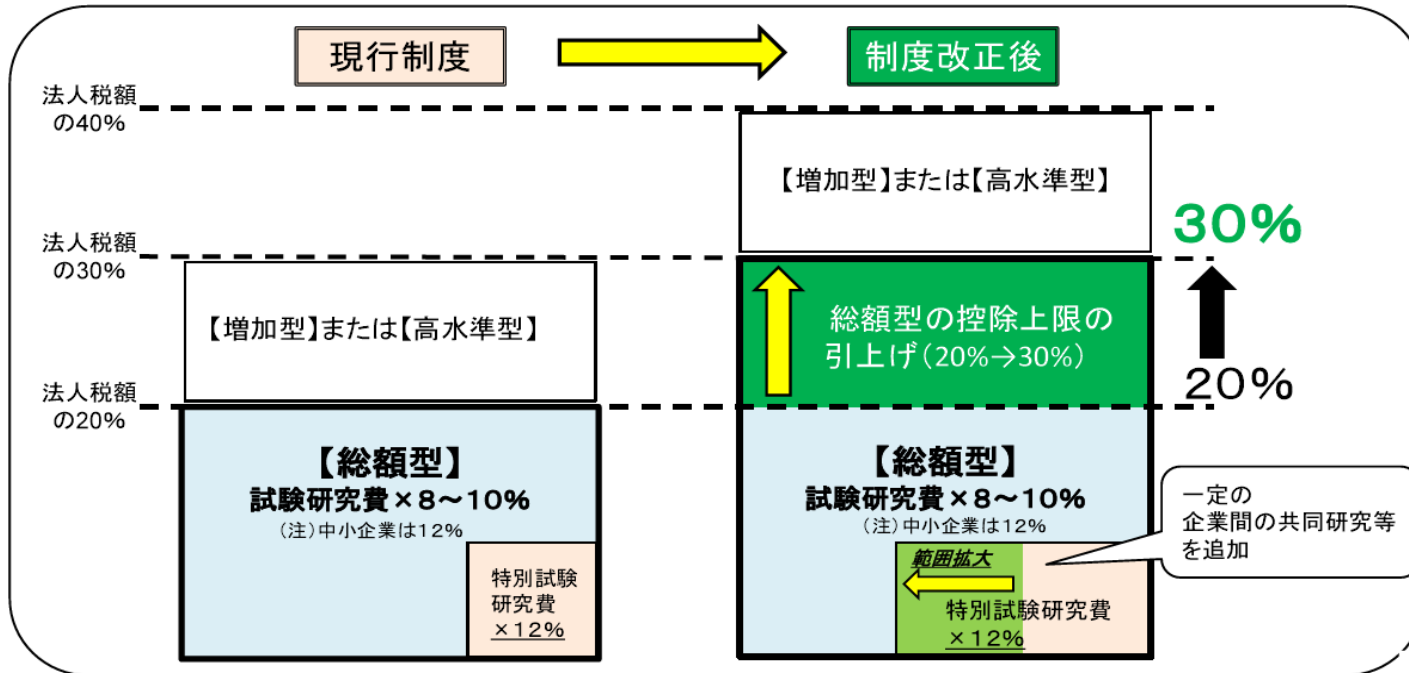
研究開発税制の拡充

【2013税法改正】

試験研究費の法人税額の特別控除制度の上限を当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。

恒久処置である『試験研究費の総額に係わる税額控除制度』の限度額を30%とし、  
『増加または高水準型試験研究費の税額控除』の10%と合計して、最大、当期の法人税額の40%までを控除できることとなる。

中小企業庁平成25年度税制改正パンフレットより



ただし、適用時期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、2年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
3月決算企業は、この期間の2期のみ。													
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015

厚生労働省のパンフレットより

大綱の概要

雇用者の数が増加した場合に法人税額を特別控除する雇用促進税制について、以下のとおり拡充する。

- ア 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げる。
- イ 適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置※を講ずる。  
（所得税についても同様とする。）

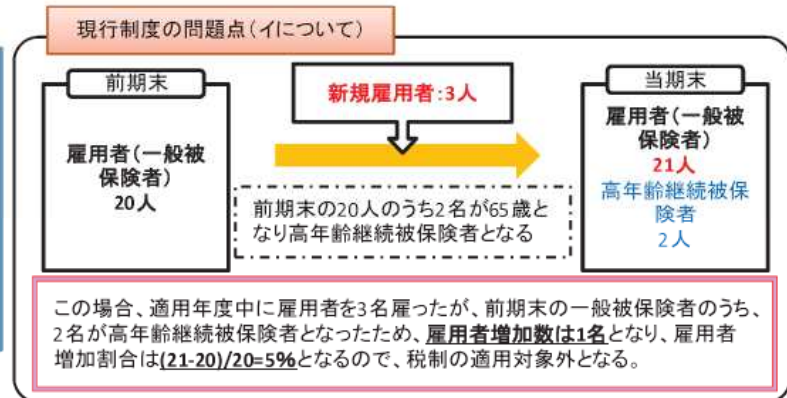
※ 年度途中で「高齢継続被保険者」になった者を雇用者として算定する。

現行制度

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上雇用者数を増加させるなど一定の要件を満たした事業主に対して、雇用者数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度。

【実績】（制度開始から平成24年12月末まで）

- ・雇用促進計画の受付件数：49,575件
- ・計画中の雇用者増加予定数：348,905人



ただし、適用時期は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、1年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
				<b>3月決算企業は、この期のみ。</b>									
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014

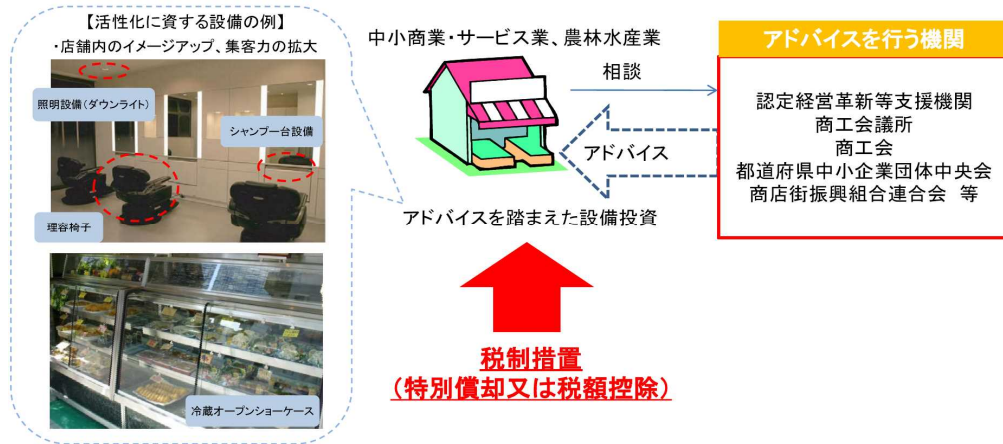
中小企業等の経営改善に向けた設備投資促進税制の創設

【2013税法改正】

青色申告書を提出する商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が  
経営改善のために行う店舗改修等の設備投資を行った場合、設備投資の取得価額に対して特別償却・税額控除が適用できる制度。

適用要件 商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善に係る指導及び助言を受けて行う店舗改修等であること

対象設備 器具備品(1台の取得価額が30万円以上)または建物附属設備(1つの取得価額が60万円以上)



中小企業庁平成25年度税制改正パンフレットより

リース資産も、税額控除の対象になる。

特別償却額	取得価額×30%
税額控除額	取得価額7% <span style="float: right;">ただし、控除限度額は法人税額×20%</span>

税額控除の対象法人は、資本金が3000万円以下の中小企業等に限る。  
経営改善に関する指導及び助言とは商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう  
ただし、適用時期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、2年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015
28年 2016	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	28年 2016

**1月決算企業は、この期間の2期のみ。**



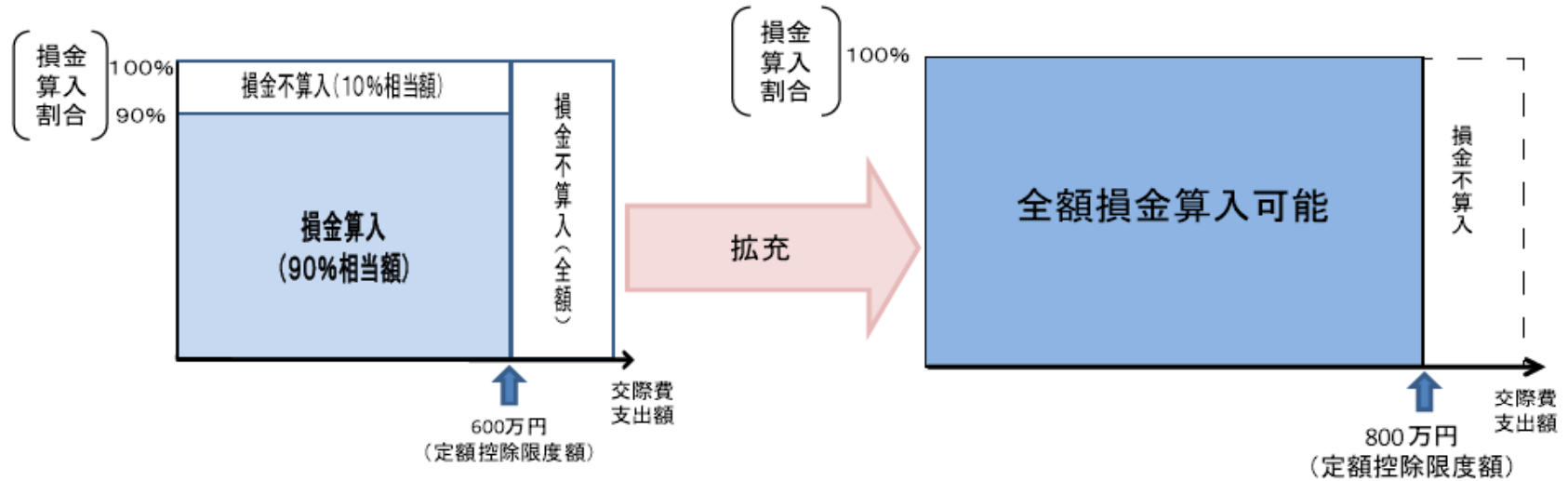
交際費課税が変わる

【2013税法改正】

資本金1億円以下の中小法人に対する交際費課税が緩和されます。

① 定額控除限度額が600万円から800万円までに引き上げられる。

② 定額控除限度内の10%の損金不算入措置も廃止される。



中小企業庁平成25年度税制改正パンフレットより

600万円限度額の際は、たとえば、『会費』と処理されている支払いが『交際費』と認定されたなら、一部損金不算入の問題が出てきていた。800万円全額控除の場合は、逆に、『交際費』としての支払いは『役員賞与』だから、損金にならないよと指摘される可能性が出てくる。

ただし、適用時期は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、1年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015

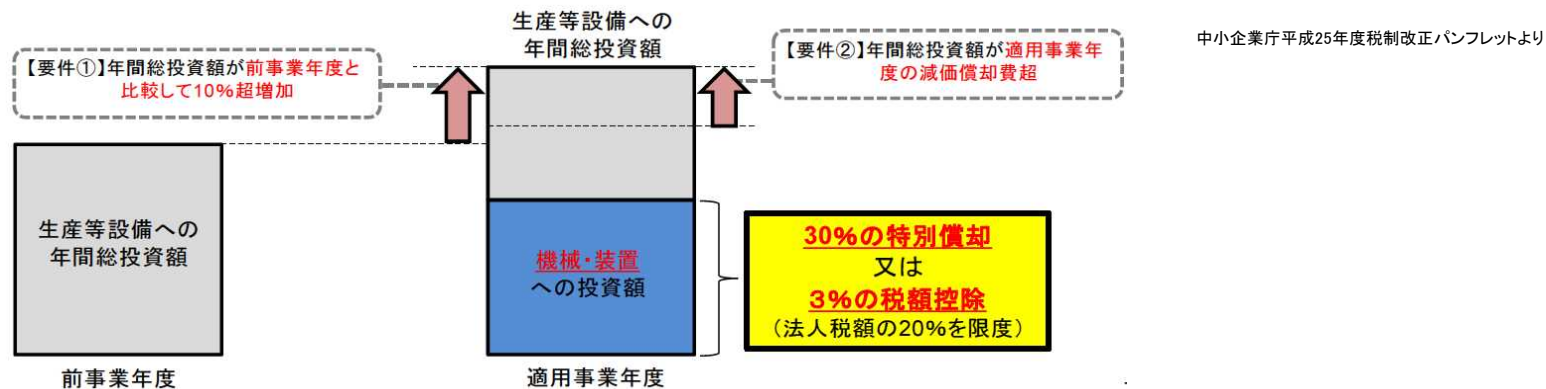
1月決算企業は、この期のみ。

生産等設備投資促進税制

【2013税法改正】

青色申告書を提出する法人が  
国内事業用の生産等設備の年間総投資額が一定額を上回る場合、  
生産等設備のうち機械装置の取得価額に対して特別償却・税額控除が適用できる制度。

- ① 当期の国内の生産等設備への取得価額合計が当期の償却費として損金経理した減価償却費を超えること。
- ② 当期の国内の生産等設備への取得価額合計が前期の国内の生産等設備への取得価額合計の110%を超えること。



生産等設備は法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されるもの。  
同制度の減価償却資産からは無形固定資産と生物は除かれ、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は生産等設備に該当しない。  
リース資産については、税額控除の対象になるが、特別償却の対象にはならない。

特別償却額 生産等設備のうち機械装置の取得価額×30%

税額控除額 生産等設備のうち機械装置の取得価額×3% ただし、控除限度額は法人税額×20%

ただし、適用時期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に限る。ということは、2年間だけ。

25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
<b>3月決算企業は、この期間の2期のみ。</b>													
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015